

守谷市「養護者による高齢者虐待」対応フロー（簡易版）

初動期

（1）相談・通報・届出の受付（窓口：包括／健幸長寿課）

地域包括支援センターおよび健幸長寿課が、本人・介護支援専門員、警察、地域住民等から、高齢者虐待（疑）の相談や通報の受付をする。

情報収集（包括／本人のADLや支援経過等、担当課／認定情報、住民記録情報等）

包括と担当課とで連絡をとりあった上で、双方がそれぞれ情報を収集する。

（2）「情報共有ミーティング」にて虐待（疑）ケースとして受理

包括と担当課とで協議し、虐待（疑）ケースとして受理するか否かを市が判断する。受理後は、48時間以内を目安として行う高齢者本人及び養護者及び関係機関との事実確認方法の決定をする。

（3）事実確認（①本人、②養護者、③関係者との面接）

包括職員が、高齢者本人や養護者、関係機関職員等と原則面談し、虐待の状況に係る事実確認を行う。本人は、原則48時間以内に面接により目視での確認をする。

（4）「コアメンバー会議」にて虐待の有無／緊急性の判断

事実確認による情報等をふまえて、担当課（管理職出席）が守谷市として**虐待の事実**と**緊急性**を判断し、総合的な支援方針を決定する。《安全確保を最優先に！》

（5）虐待対応計画の作成

コアメンバー会議の開催後、包括職員と担当課実務職員とで会議を開催し、虐待の解消に向けた**虐待対応画**を作成する。

（6）具体的な支援の実施

虐待対応計画に基づいて、高齢者本人と養護者等に対し具体的な支援を実施していく。

（7）モニタリング（実施した支援の確認と見直し）・評価

モニタリング：実施した支援の状況について、月1回以上のモニタリングを行う。

⇒担当課はモニタリング結果を確認し、承認と必要に応じ助言等行う。

評価：約3ヶ月ごとに年4回の会議（評価会議）で、虐待対応計画の達成状況を担当課と包括とで評価し、虐待が解消していれば終結する。

（8）虐待対応の終結

評価会議によって虐待対応が終結しても、包括的継続的ケアマネジメント支援業務や権利擁護業務等（成年後見）で、支援が必ずひきつがれることを確認する。

対応期

終結